

《 保険料納入証明書について 》

当組合で徴収している国民健康保険料は社会保険料控除の対象となり、年末調整の際には証明書の添付は必要ございません。

確定申告の際に必要な納入証明書につきましては、平成23年1月中旬頃各診療所宛てに、院長先生分、従業員分を合わせて送付いたしますのでお間違いのないようお願いいたします。



特定健康診査を受診しましょう

40歳から74歳の被保険者が対象

医療費適正化対策として、40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられております。

イルに合った「保健指導」を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防し、将来の医療費適正化を図ります。

いない方は、早めに受診していただきますようお願いいたします。

当国保組合では、今年度も40歳から74歳の被保険者を対象に「特定健康診査・特定保健指導」を実施しております。

健康の実施にあたり、すでに対象となる被保険者のみなさまへ受診券・特定健康診査受診のご案内等の書類を送付しております。

なお、受診券を紛失されてしまった場合は当国保組合までご連絡ください。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な方には、その人のライフスタ

に合わせた保健指導を実施してまいります。

神奈川県医師 国民健康保険組合事務局 電話045-641-5418

ム(内臓脂肪症候群)に着目した健診を実施し、その結果から生活習慣の改善が必要な方には、その人のライフスタ

に合わせた保健指導を実施してまいります。

神奈川県医師 国民健康保険組合事務局 電話045-641-5418

監事監査行われる

平成22年度上半期監査

平成22年度上半期の事業の執行状況についての事務監事監査が、去る11月18日(木)午後3時より国保組合役員会議室にて行われた。

果、意見は次のとおりでした。 (記) 平成22年11月18日、国保組合役員会議室において平成22年度上半期の事業執行状況、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係書類等を精密に監査したところ、適法かつ正確であることを認め

小澤理事長以下理事者から花村監事・山之内監事に対し、事業概要等について説明の後、両監事の事務執行状況等の監査があり、慎重審査の結果

果、意見は次のとおりでした。 (記) 平成22年11月18日、国保組合役員会議室において平成22年度上半期の事業執行状況、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係書類等を精密に監査したところ、適法かつ正確であることを認め

インフルエンザワクチン接種補助事業について

今年度のインフルエンザワクチン接種分より、ワクチンの種類及び年齢制限を撤廃し、補助内容を下記のとおり変更いたしましたので、内容をご確認いただきインフルエンザ予防のためご活用ください。

【補助について】
年齢・接種回数にかかわらず、1回3,000円以内×接種回数分の補助
・昨年度までの接種分については、補助内容が異なります。
提出方法等でご不明な点がございましたら、組合(電話045-641-5418)までお問合せください。

- インフルエンザ補助金支給申請書に領収書を添えてご申請ください。
・申請書及び領収書は受診者ごとの提出となります。
※申請書について、必要枚数分を組合までお申し出いただくか、組合ホームページ(http://www.geocities.jp/kanagawasikakokuho/)よりダウンロードしてください。
・領収証にインフルエンザワクチン以外の費用が含まれている場合は、内訳を明記してください。